

## 初診時選定療養費について

### 初診時選定療養費とは

国（厚生労働省）が「初期の診療は医院・診療所で、高度・専門医療は病院で行う」という医療機関の機能分担の推進とかかりつけ医の推奨を図る為に1996年に定めた制度であり、他の医療機関などからの紹介状なしに200床以上の病院において初診で受診した場合は、通常の医療費の他に病院が定めた金額を徴収できるという制度です。

**【当院は、一般病床307床、感染症病床6床】**

当院も、地域医療の充実に貢献する方針で、地域の診療所等（かかりつけ医）との連携を密にして、役割に応じた質の高い安全な医療をご提供したいと考えており、診療情報提供書（紹介状）ご持参で受診していただくことをお勧めします。

### 初診時選定療養費をいただく場合

1. 当病院を始めて受診される方
2. 以前に当病院を受診したことはあるが、すでに治療期間が終了（治癒）した後に、再び受診される方
3. 以前に当病院を受診されたときの治療が中止となった後に、再び受診された方

※ただし、以下に該当する方には、ご負担を免除しています。

- 他の医療機関からの紹介状をお持ちの方
- 救急車で搬送された方
- 生活保護法の医療扶助の対象となっている方
- 特定の公費医療等を受給されている方（原爆被害者疾病医療、戦傷病者特別養護、公害、水俣病）
- 交通事故、労働者災害により治療を受けられる方

医事外来課